

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

門川町長 山室 浩二

市町村名 (市町村コード)	門川町 (454214)
地域名 (地域内農業集落名)	城屋敷・小園地区 ( 城屋敷集落・小園集落 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 6 月 25 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、五十鈴川左岸流域に位置する平坦地であり、水量も豊かで水稲を中心とする農業を展開している。昭和10年頃に城屋敷地区、昭和60年代に小園地区の圃場整備に取り組み、小区画ではあるが概ね整備されている。

当地区では、施設園芸も盛んで、ガラスハウスや低コスト耐候性ハウス等が約7.5haが整備されているほか、農業法人による太陽光活用型野菜工場も建設されている。

水稲については農業者の高齢化が進み、担い手・後継者不足による遊休農地の増加が懸念される。このことから、今後は担い手の確保や、分散する担い手の農地を集約化する為の検討をしていく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:94人(うち50歳以下 8人)

経営内容 : 水稲、施設園芸 等

### (2) 地域における農業の将来の在り方

今後は水稲農業者の高齢化により水田の遊休化が懸念されるため、担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、担い手不足解消のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員及び農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、農地バンクを通して段階的に集約化する。その際、農業委員及び農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備は小区画である。水田の畦畔の除去などの基盤整備を、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、地域と市町村、JAが連携し取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、町外業者も含め委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--